

無秩序な開発を防ぐために――

土地の売買・開発の届出を

市街化区域二千平方メートル以上など

県は、土地は県民のための限られた資源であり、貴重な財産であるとともに、生活や生産活動に欠くことのできない共通の基盤であるところから、無秩序な開発を規制しようと土地問題にとりこんでいます。

そこで、県民の一人ひとりは、

良識と勇気をもって、無秩序な開発やこれにつながる土地の売買、投機的な買占めやこれを目的とする者への土地の売渡しはしないようになります。そのために、うに望んでいます。

▼土地売買の届出

土地（市街化区域は二千平方メートル以上など）

以上の面積、市街化区域を除く都市計画区域は五千平方メートル以上、その他の土地は一万平方メートル以上（上の面積のもの）を売渡し、または買受けようとするときは六週間前までに市役所を経て知事に届出すること。

▼開発事業の届出

開発事業（土地の切取、堀さく

不明な点は、市役所建設課都市計画係、または県企画管理部企画課（電話、高知二三一一一）へ照会のこと。

▼開発事業の届出

開発事業（土地の切取、堀さく

盛主、整地など一万平方メートル以上の面積のもの）を行なおうとするととき、土地売買のときと同じく六週間前までに市役所を経て知事に届出すること。

届出に対する処置など

土地の売買や開発事業が著しく不適当なときは、助言や勧告をする。これを無視して行為をする人には、公的サービスの提供や公共事業の実施などについて行政的な規制をしたり、助言、勧告その他書き入れない事項を公表する。

▼届出の用紙は市役所に。なお、

市役所建設課都市計画係、または県企画管理部企画課（電話、高知二三一一一）

6月の交通事故

	件数	死者	傷者
6月の事故	26件	0人	34人
昨年の6月	30件	2人	34人
ことしの累計	242件	4人	361人

市内の電話

3分ごとに7円に

電話の通話料金が、この7月11日から3分までごとに7円になりました。いままで通話時間に関係なく1回7円でした。距離と時間で決められる広域時分制になりました。

たものです。このため、いままで80秒までごとに7円であった高知局などを含めた高知グループ（南国・高知・伊野・土佐・春野・勝賀瀬・宇佐・鏡・上八川・長沢）がすべて3分までごとに7円となつたものです。また隣接グループの土佐山田などは80秒までごと7円になりました。